

# 鎌倉市喫煙目的施設設置等補助金 制度の手引き



**鎌倉市**  
Kamakura City

<平成31年(2019年)4月1日>  
<令和5年(2023年)6月5日改正>

## 目 次

1	喫煙目的施設設置補助とは	1
2	補助対象者	1
3	補助事業	1
4	補助要件	4
5	補助対象経費	2
6	補助対象外経費	3
7	募集期間	4
8	補助事業の流れ	4
	（1）設備経費	4
	（2）維持管理費	6
	（3）申請内容に変更が生じた場合	7
9	注意事項	7
10	よくあるご質問	8
	（1）補助金の交付について	8
	（2）補助要件について	8
	（3）補助対象経費について	10
	（4）提出書類について	10
	（5）喫煙目的施設の廃止について	11
	（6）その他	11

# 1 喫煙目的施設設置補助とは

建物及び敷地内に誰もが無料で利用できる屋内の喫煙目的施設を設置する場合に、設備の設置に係る工事等の費用と運営に係る維持管理費の補助を受けることができる制度です。



## 本制度の目的

鎌倉市では、平成 21 年に「鎌倉市路上喫煙の防止に関する条例」を施行し、路上での吸い殻の散乱を禁止しています。地域の方々と合同での清掃活動や、職員による巡回パトロールを行い、生活環境の改善に努めてきました。

この取組の中で喫煙場所の設置を求める声も多くあることから、喫煙者と非喫煙者の共生を図ることを目的として、空き店舗等を活用した屋内の喫煙目的施設の設置に対する補助事業を開始しました。

# 2 補助対象者

- (1) 建物及び敷地内に屋内の喫煙目的施設を設置しようとする法人、団体又は個人で、業種は問いません。ただし、次のいずれかに該当するときは、対象となりません。
- ① 国、独立行政法人、地方公共団体又は公社
  - ② 鎌倉市暴力団排除条例（平成 23 年 10 月条例第 11 号）第 2 条第 2 号から第 5 号に該当する者
  - ③ 暴力団員等と密接な関係を有すると認められる者
  - ④ 鎌倉市の市税の滞納がある者
- (2) 喫煙目的施設の設置場所が鎌倉市内であれば、市外に所在する事業者や市外に居住する方でも補助を受けることができます。

# 3 補助事業

交付対象となる事業は、次のとおりです。

助成対象経費	補助率	補助限度額	回数・期間
<b>設備経費</b> （p. 2～3「5 補助対象経費」参照） 喫煙目的施設の新規設置に係る工事等の経費 （例）給排気設備工事費、備品購入費 等	100%	新設 500 万 円 更新 300 万 円	新設又は更新につき 1 回
<b>維持管理費</b> （p. 2～3「5 補助対象経費」参照） 喫煙目的施設の運営に係る経費 （例）電気料、賃料（賃料相当額）等	100%	年額 240 万円 （※）	運営開始日 から 5 年間を上限

※設備経費に対する補助を前に受けたことがある場合には、その交付年度の 3 月末から 5 年以上経過していること。

※国等の補助金やその他の賛助金を受ける場合には、その額は補助の対象外です。

※年度途中に喫煙目的施設を設置した場合には、初年度及び最終年度の維持管理費は日割り計算となります。

## 4 補助要件

補助を受けるための要件は、以下のとおりです。

喫煙目的施設について	
(1)	利用者が無料で利用できること
(2)	路上喫煙禁止区域まで 150m以内の場所にあること
(3)	おおむね 1 週あたり 5 日以上、かつ 40 時間以上稼働すること
(4)	喫煙目的施設を設置する際に、次に掲げる者の同意を得ていること ア 喫煙専用室又はテナント型公衆喫煙所の同一階に複数の店舗等がある場合には、隣接する店舗等の責任者又は居住者 イ 公衆喫煙所の場合には、公衆喫煙所の出入口や排気口などの開口部から 1.5mメートル以内に敷地境界線を存する店舗等の責任者、建物の所有者、建物の居住者又は管理組合の代表者
(5)	喫煙目的施設の所在地を区域の一部とする自治会・町内会等に設置について説明済であること
(6)	供用を開始した日から起算して、5 年以上継続して運営すること
(7)	関係法令等の定めに従って、必要な手続を遺漏なく行うこと
喫煙目的施設の設置場所について	
(1)	原則として市道・県道・国道のいずれかに面した建物に設置すること
(2)	原則としてその全部又は一部を建物の 1 階に設置すること
※ただし、道路から見える場所に喫煙目的施設があることが分かる表示をすれば、助成対象となる場合があります。	
喫煙目的施設の設備について	
(1)	面積が 1.9 m <sup>2</sup> 以上で、出入口扉、吸排気設備、空気清浄設備及び空調設備を設けること。
(2)	健康増進法施行規則（平成 15 年厚生労働省令第 86 号）に規定された技術的基準を遵守すること。
喫煙目的施設の周知について	
(1)	設置した屋内喫煙目的施設の周知について、市が実施する事業に協力すること。

## 5 補助対象経費

補助対象経費は、以下のとおりです。

区分	補助対象経費（例）
設備経費 (新規・更新)	1 工事費 ・ダクト関係工事費 ・出入口扉等の設置・改修費
	2 機械設備工事費 ・給排気設備の設置費 ・空気清浄設備の設置費 ・空調設備等の設置費
	3 電気設備工事費 ・照明機器、スイッチ、非常照明機器、非常灯 ・コンセント

		・上記「2 機器設備工事費」に伴う電気設備工事 等
	4 機器・備品類に係る経費	・灰皿、カウンター、傘立て、消火器等 ・火災警報機の設置費
	5 その他設備に係る経費	・喫煙目的施設の案内看板等作成費 ・建築基準法、消防法その他の法令で設置が義務付けられている機械装置等 ・機器搬入費及び設計費 等
維持管理費	1 公共料金	・設置経費として認められる設備の電気料 ※設置経費として認められる設備以外の電気料が含まれる場合には、補助を受けることができません。
	2 賃料	・賃貸物件の場合には賃料（賃料相当額、賃貸借契約の更新料）
	3 清掃費	・清掃委託費 ・ごみ処理委託費等
	4 機器の保守費	・空気清浄設備等の保守管理費
	5 その他維持管理に係る経費	・火災保険料 等

## 6 補助対象外経費

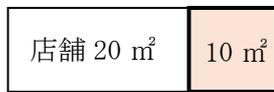
次に掲げる経費については、補助を受けることができません。

項目	補助対象外経費（例）
手数料等	振込手数料、収入印紙代 等
帳票類が不備の経費	領収書を紛失した場合 等
過剰とみなされる機器、一般的な市場価格又は事業内容に対して著しく高額な経費	テレビ、装飾品、パソコン 等
借入金等の支払利息及び遅延損害金	—
新たな不動産の契約に要する経費・購入経費	賃貸借契約締結時の敷金・礼金、土地や建物の購入費 等
建物の建築・増築・改築に係る経費	コンテナの購入・設置費 等
喫煙目的施設に併設された店舗や事務所等に係る経費（ただし、公共料金を除く。）	店舗・事務所の机・椅子などの備品、賃料・電気料 等 ※喫煙目的施設と店舗等を併設し、一体で賃料を支払っている場合には、面積按分により喫煙目的施設分のみを補助対象とします。
補助金交付申請書又は計画変更等申請書に記載のものと異なる設備等を購入した経費	—
補助金の申請に要する経費	申請書等作成に係る事務経費、用紙のコピー代、切手代 等

物件の原状復帰に係る経費	喫煙目的施設を廃止した際の原状復帰工事費等
その他市が適切ではないと判断する経費	—



(例) 店舗 20 m<sup>2</sup> + 喫煙目的施設 10 m<sup>2</sup> = 計 30 m<sup>2</sup> の物件を 30 万円で賃貸している場合



賃料 30 万円 × 面積按分 1/3 = 10 万円

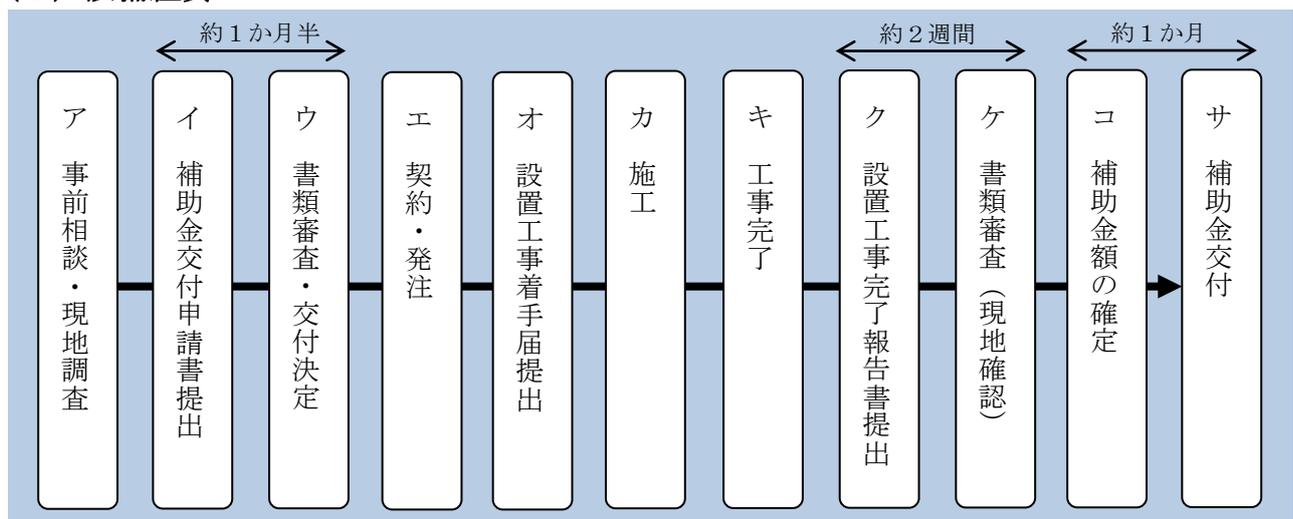
補助対象経費 10 万円 × 補助率 100% = 補助金額 10 万円

## 7 募集期間

随時（ただし、当該年度の予算がなくなり次第、募集を打ち切ります。）

## 8 補助事業の流れ

### (1) 設備経費



#### ア 事前相談・現地調査

申請前に必ずご相談ください。職員が現地調査に伺います。

#### イ 補助金交付申請書提出

工事着手の 45 日前に次の書類をそろえて申請してください。

☑	申請書類	様式
<input type="checkbox"/>	①喫煙目的施設設置等補助金交付申請書	第1号様式
<input type="checkbox"/>	②喫煙目的施設設置・維持管理計画書	第1号様式の2
<input type="checkbox"/>	喫煙目的施設を設置する土地又は建物について、真正な所有者又は管理者であることを証する書面	—
<input type="checkbox"/>	<所有物件の場合> ※土地ではありません。 ③喫煙目的施設を設置する建物の登記事項証明書（発行後3か月以内）	法務局で発行

	<賃借物件の場合> ④喫煙目的施設を設置する建物の賃貸借契約書の写し	任意書式
<input type="checkbox"/>	⑤喫煙目的施設を設置する場所の案内図	任意書式
<input type="checkbox"/>	⑥喫煙目的施設の図面（配置図、平面図、公衆喫煙所の場合には立面図）	任意書式
<input type="checkbox"/>	⑦見積書等の写し及び内訳の分かる書類 ※内訳が記載されていること（「〇〇工事一式」等は不可）。	任意書式
<input type="checkbox"/>	⑧国その他団体等から補助金等の支援を受けている場合はその内容及び内訳が分かる書類（支援を受けていない場合は補助金等を受けていないことについての誓約書）	任意書式
	⑨喫煙目的施設設置についての同意書	—
<input type="checkbox"/>	<喫煙専用室又はテナント型公衆喫煙所の同一階に複数の店舗等がある場合> 隣接する店舗等の責任者又は居住者	任意書式
	<公衆喫煙所の場合> 公衆喫煙所の出入口や排気口などの開口部から 1.5メートル以内に敷地境界線が存する店舗棟の責任者、建物所有者、建物の居住者又は管理組合の代表者	任意書式
<input type="checkbox"/>	⑩喫煙目的施設の所在地をその一部とする自治会・町内会に対して喫煙目的施設設置について説明の実施を証する書面	任意書式
<input type="checkbox"/>	⑪鎌倉市暴力団排除条例等に関する誓約書兼同意書	第2号様式

※ 記載した書類以外にも提出をお願いする場合があります。

## ウ 書類審査・交付決定

市で審査を行い、交付又は不交付を決定し、「喫煙目的施設設置等補助金交付・不交付決定通知書（第3号様式）」により通知します。

決定に当たって、市から条件を付す場合があります。

## エ 契約・発注／オ 着手届提出

施工者と契約・発注し、次の書類をそろえて提出してください。

<input checked="" type="checkbox"/>	申請書類	様式
<input type="checkbox"/>	①喫煙目的施設設置工事着手届	第6号様式
<input type="checkbox"/>	②設置工事の契約書（写）	任意書式



建設工事の請負契約については、書面による契約が必要です。（一定の要件を満たした場合には、電子契約は可）。

## カ 施工

設置工事に着手してください。遅くとも申請年度の2月末日までに設置工事完了報

告が必要となりますので、その期日を厳守できるよう工事を完了してください。



申請時に提出した内容に変更が生じた場合（工事金額やレイアウトの変更など）は、計画変更等申請書（第4号様式）と変更内容がわかる書類（変更後の見積書、図面等）を提出し、市の承認を受けてください（変更する際には、事前に速やかにご相談ください）。

### キ 工事完了／ク 設置工事完了報告書提出／ケ 書類審査（現地確認）

設置工事が完了した日から 50 日以内又は申請年度の2月末日のいずれか早い日までに、次の書類をそろえて工事完了を報告してください。

書類提出後、書類審査を行い、必要に応じて、申請者の立会いの下で職員が現地確認を行います。

<input checked="" type="checkbox"/>	提出書類	様式
<input type="checkbox"/>	①喫煙目的施設設置工事完了報告書	第7号様式
<input type="checkbox"/>	②設置工事に要した費用を証する書類（請求書・領収書等の写し）及び内訳が分かるもの	任意書式

※ 記載した書類以外にも提出をお願いする場合があります。

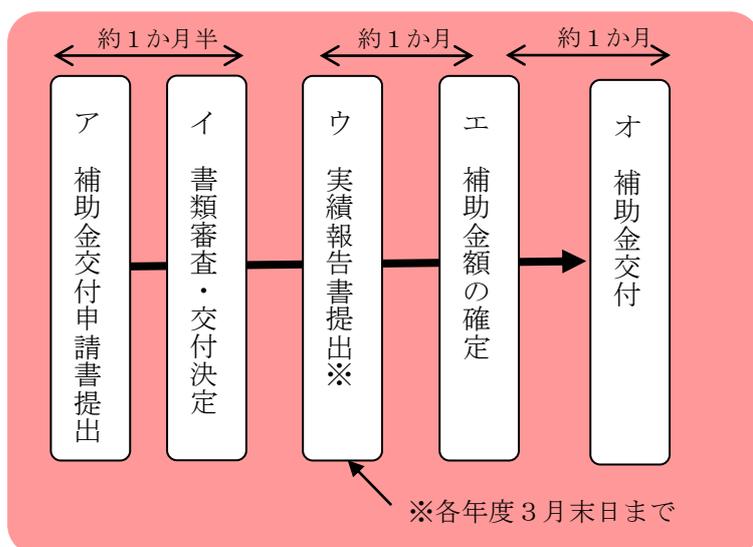
### コ 補助金額の確定

上記の検査及び書類審査を行った後、補助額を確定し、「喫煙目的施設設置等補助金（設置経費）確定通知書（第9号様式）」により通知します。

### サ 補助金交付

補助金額の確定後、概ね1か月以内にご指定の口座に補助金をお振り込みします。

## (2) 維持管理費



## ア 補助金交付申請書提出（初年度のみ）

喫煙目的施設の開設前又は開設後速やかに、次の書類をそろえて申請してください。

<input checked="" type="checkbox"/>	申請書類	様式
<input type="checkbox"/>	①喫煙目的施設設置等補助金交付申請書	第1号様式
<input type="checkbox"/>	②喫煙目的施設設置・維持管理計画書	第1号様式の2
<input type="checkbox"/>	③維持管理費に係る見積書等の写し及び内訳が分かるもの (例) 清掃委託契約書、空気清浄機メンテナンス契約書 等	任意様式

※ 記載した書類以外にも提出をお願いする場合があります。

## イ 書類審査・交付決定（初年度のみ）

市で審査を行い、「喫煙目的施設設置等補助金交付・不交付決定通知書（第3号様式）」により交付又は不交付を決定し、通知します。決定に当たって、市から条件を付す場合があります。

## ウ 実績報告書提出

各会計年度の3月末日までに、次の書類をそろえて申請してください。

<input checked="" type="checkbox"/>	提出書類	様式
<input type="checkbox"/>	①喫煙目的施設維持管理実績報告書	第8号様式
<input type="checkbox"/>	②維持管理に要した費用を証する書類	任意様式
<input type="checkbox"/>	③維持管理に係る領収書やレシート及び内訳の分かるもの（A4の台紙に貼付してください）	任意様式
<input type="checkbox"/>	④市以外から当該補助と類似する他の補助金等が支払われる場合は、その金額及び内訳が分かるもの	任意書式

※ 記載した書類以外にも提出をお願いする場合があります。

## エ 補助金額の確定

審査を行った後、補助額を確定し、「喫煙目的施設設置等補助金（維持管理経費）確定通知書（第9号様式）」により通知します。

## オ 補助金交付

補助金額の確定後、概ね1か月以内にご指定の口座へ補助金をお振り込みします。

### (3) 申請内容に変更が生じた場合

申請時に提出した内容に変更が生じた場合（工事金額やレイアウト、営業時間の変更など）は、次の書類を提出してください（変更する際は、必ず事前にご相談ください）。

市で審査を行い、「喫煙目的施設設置等計画変更承認・不承認通知書（第5号様式）」により承認の可否を決定し、通知します。

<input checked="" type="checkbox"/>	提出書類	様式
<input type="checkbox"/>	①喫煙目的施設設置等計画変更等申請書	第4号様式

□	<工事金額やレイアウト変更の場合> ②変更内容が分かる書類（変更後の見積書等の写し及び内訳の分かる書類、図面等）	任意書式
---	---	------

## 9 注意事項

- (1) 次のいずれかに該当する場合は補助金の交付決定を取り消し、既に支払われた補助金の返還を求める場合があります。
- ア 虚偽その他不正な手段により補助金の交付を受けたとき
  - イ 条例第3条、第4条及び第5条の要件を欠くこととなったとき（補助金を利用して設置した喫煙目的施設を5年間継続して運営しなかったときなど）
  - ウ 補助事業を変更し、又は中止若しくは廃止したとき
  - エ その他補助金の交付決定に付した条件等に違反した場合
- (2) 喫煙目的施設設置の際に、法令等の定めにより排煙・換気設備の設置及びスプリンクラー設備や火災報知機、非常用照明の増設等が必要になる場合があります。所管の官庁等にご確認ください。
- (3) 喫煙目的施設を廃止する場合は、「喫煙目的施設設置等計画変更等申請書（第4号様式）」を提出し、事前に市の承認を受ける必要があります。
- (4) 補助金により取得した財産は、全て善良なる管理者の注意を持って保管・管理しなければなりません。また、喫煙目的施設の供用開始後5年間は、市の承認を受けずに当該財産を処分（売却・廃棄等）することはできません。

## 10 よくあるご質問

### (1) 補助金の交付について

**Q1** 補助金は事前にもらえますか？

**A1** 設置経費は、工事完了後に補助金を交付します。維持管理費は、年度ごとに後払いとなります。

### (2) 補助要件について

**Q2** 既に喫煙目的施設を運営しているのですが、維持管理費の補助を受けることはできますか？

**A2** 出来ません。原則として、維持管理費の補助は、補助金を利用して設置した喫煙目的施設が対象です。

ただし、既存の喫煙目的施設を、補助要件に適合した喫煙目的施設に改修して再オープンする場合は、改修工事経費・維持管理費ともに補助対象となります。

**Q3** 建物の地階又は2階以上に設置する場合は、補助対象となりますか？

**A3** 地階や2階以上でも、道路から見えるところに看板や案内板を設置して喫煙目的施設があることや喫煙目的施設の場所を表示すれば、補助対象となる場合があります。

また、1階に設置する場合であっても建物内の奥まった場所にあるなど、一見して分かりづらい場所に設置する場合には同様の措置を講じていただきます。

**Q4** 私道や公開空地に面した建物に設置する場合は、補助対象となりますか？

**A4** 私道については、道路として広く一般的に利用されている場合は補助対象となります。公開空地についても補助対象となりますが、建築基準法等の法令違反に当たらないか確認してください。

**Q5** 喫煙目的施設の環境基準はありますか？

**A5** 健康増進法施行規則(平成15年厚生労働省令第86号)に規定された技術的基準を遵守している必要があります。

また、当該補助に当たっては、出入口扉、給排気設備、空気清浄設備及び空調設備を設けることを義務付けています。出入口扉は常時開放にならないよう注意してください。

また、たばこの煙やにおいの漏えい防止、喫煙場所の良好な空気環境の維持に係る基準はありませんが、厚生労働省が定める以下の基準を参考としてください。



①たばこの煙やにおいの漏えい防止

開口部における、非喫煙場所から喫煙場所に向かう風速の確保……0.2m/秒以上

②喫煙場所の良好な空気環境の維持

喫煙場所の浮遊粉じん濃度の低減……0.15mg/m<sup>3</sup>以下

※①②厚生労働省「分煙効果判定基準策定検討会報告書」参照

**Q6** 喫煙目的施設の運営時間の指定はありますか？また、喫煙目的施設に常に人がいる必要がありますか？

**A6** 運営時間帯の指定はありませんが、週に5日以上かつ40時間以上運営してください。ただし、年末年始等は休業しても差し支えありません。また、喫煙目的施設に管理者等が常駐している必要はありませんが、緊急時に対応を取れる体制を整えてください。

**Q7** 喫煙目的施設の中で営業活動はできますか？できる場合は、どの程度まで可能ですか？

**A7** 飲料、たばこ等の自動販売機の設置は可能です。映像機器を設置して広告料収入を得ることも可能です。ただし、有人販売行為は神奈川県公共的施設における受動喫煙防止条例による手続が必要になる場合があります。なお、営業活動に係る電気料等は補助対象となりません。

**Q8** 新たに部屋を借りて喫煙目的施設を設置する場合、賃貸借契約締結時の敷金・礼金は補助対象となりますか？

**A8** 敷金・礼金は補助対象となりません。ただし、賃貸借契約を更新する際に発生する更新料は、補助対象となります。

### (3) 補助対象経費について

**Q9** 喫煙目的施設内に設置するものであれば、全て補助対象となりますか？

**A9** 喫煙目的施設の運営に必ずしも必要のないもの（例：テレビや装飾品等）や、著しく高額な経費（例：20万円の掃除機等）については、補助対象となりません。

また、喫煙目的施設に併設する店舗部分や事務所部分、共有部分に係る経費についても、補助対象となりません。（p. 3 「6 補助対象外経費」参照。）

**Q10** 喫煙目的施設専用の電気メーターがありません。新たに設置する場合は、補助対象となりますか？

**A10** 補助対象となります。なお、維持管理費については、設置経費として認められる設備以外の電気料が含まれる場合には、補助対象となりません。

**Q11** コンテナやプレハブ等に喫煙目的施設を設置する場合は、補助対象となりますか？

**A11** 新たに建物（コンテナやプレハブ等）を建築、購入、設置する費用は、補助対象となりません。ただし、購入したコンテナを喫煙目的施設の仕様に改修（給排気設備の設置等）する費用や、賃料（近隣相場に基づく賃料相当額）、電気代、清掃費等の維持管理経費は、補助対象となります。

ただし、コンテナと土地を賃借して喫煙目的施設を設置する場合の賃料相当額は、次のとおり算出します。【賃料相当額＝コンテナのレンタル代＋土地賃借料】



新たに建物（コンテナ等含む）を設置する場合は、建物の設置工事に着手する前に、建築しようとする計画（設計）が、建築基準法等の関係法令の規定に適合しているかどうか建築確認を受けなければ、工事を実施できません。

（建築基準法・古都保存法・消防法・市風致地区条例・市火災予防条例等）

**Q12** 屋内に既成の喫煙ブースを設置する場合は、補助対象となりますか？

**A12** 「4 補助要件『喫煙目的施設の設備について』」に記載された要件を満たすことができれば、補助対象となります。（p. 2 「4 補助要件」参照。）

**Q13** 所有している建物に喫煙目的施設を設置する場合、賃料相当額は補助対象になりますか？

**A13** 所有している建物の賃料相当額は補助対象外となります。

### (4) 提出書類について

**Q14** 賃借料を振込により支払っており、実績報告書に添付する領収書がありません。

**A14** 銀行の利用明細や通帳の写し等が、領収書に代わる書類として認められます。

**Q15** 維持管理費に係る実績報告書の提出が3月末日までとされていますが、報告書提出時点で未払いの経費は補助対象にならないのですか。

**A15** 維持管理費については、実績報告書提出を3月末日までとしています。実績報告書提出日以降に未払いの経費でも、契約書等の書類であらかじめ3月に支払う金額が確定している場合は補助対象経費とします。

(例) 賃貸借契約書に記載された賃料の月額。清掃委託契約書に記載された清掃委託料の月額。保守点検契約書に記載された保守点検料の月額など。

ただし、検針未了のため金額の確定しない3月分の電気料やごみの排出量が未確定のため金額の確定しない3月分のごみ処理手数料などについては、補助対象経費に出来ない場合もあります。

**Q16** 喫煙目的施設を設置する際の同意書とはなんですか？

**A16** 喫煙目的施設から流れる煙等による近隣トラブルを防止するため、喫煙目的施設の設置を了承する旨の同意書を提出していただいております。(p. 5 8イ「補助金交付申請書提出」⑨参照。)

#### (5) 喫煙目的施設の廃止について

**Q17** 赤字や近隣からの苦情等で喫煙目的施設を廃止する場合、補助金を返還しなければなりませんか？

**A17** 設置後5年を経ず廃止する場合は、設置経費に掛かる補助金を返還していただきます。

補助金の返還は、補助金の確定額を60で除した額を1箇月分の返還額とし、使用開始日から廃止した日の属する月を除き、残りの月数を乗じたものとします。

《例》使用開始からの期間が15か月の場合、 $60 - 15 = 45$  箇月分を返還する。

#### (6) その他

**Q18** 喫煙目的施設のPR(広報・周知)は、市の負担でやってもらえますか？

**A18** 市のホームページ等に地図を掲載したり、周辺の公園や商業店舗等に喫煙目的施設の案内地図を掲示したりするなどの方法で、PRを行っていきます。その他の方法でPRを行う場合は、設置者の負担で行ってください。

**Q19** 喫煙目的施設に関して苦情が来た場合、市で対応してもらえるのでしょうか？

**A19** 原則、設置者で対応していただきます。

様式等は鎌倉市ホームページからダウンロードしていただくか、下記の問合せ先で配付しております。

ホームページ (<http://www.city.kamakura.kanagawa.jp/>)



問合せ先 鎌倉市 環境部 環境保全課 環境保全担当

〒248-8686

鎌倉市御成町18番10号

TEL 0467-23-3000 (内線2782)

FAX 0467-23-8700